

統計委員会規則

平成21年3月31日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、統計委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、統計調査条例(平成20年兵庫県条例第49号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する知事等の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 条例第3条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による県基幹統計調査の指定又は指定の解除に関すること。
- (2) 条例第12条第2項の規定による県基幹統計調査に係る匿名データの作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。